

令和元年第4回江差町議会定例会資料

資料1：人事院勧告に基づく給与改定等の概要【議案第1号～第2号関係】	…P 1
資料2：江差町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表 【議案第1号関係】	…P 2
資料3：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 4
資料4：会計年度任用職員制度の概要【議案第3号関係】	…P 13
資料5：江差町職員定数条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 15
資料6：江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表 【議案第4号関係】	…P 16
資料7：江差町職員の分限に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 17
資料8：江差町職員の懲戒に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 18
資料9：公益法人等への江差町職員の派遣等に関する条例新旧対照表 【議案第4号関係】	…P 19
資料10：江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表 【議案第4号関係】	…P 20
資料11：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 21
資料12：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 23
資料13：江差町立保育所条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 24
資料14：江差町学童保育所設置条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 25
資料15：江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P 26
資料16：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照 表【議案第6号関係】	…P 27
資料17：江差町公共下水道条例新旧対照表【議案第7号関係】	…P 28
資料18：江差町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表【議案第8号関係】	…P 31
資料19：江差産ニシン活用促進対策事業の概要【議案第9号関係】	…P 32
資料20：令和元年度国・道への要望等状況一覧（令和元年9月1日～令和元年11月30日）	…P 33

人事院勧告に基づく給与改定等の概要

I 給与勧告の内容

民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ。

ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。

民間における住宅手当の支給状況を踏まえ、支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、手当額の上限を引き上げ。

1 給料表の見直し（平均改定率 0.1%） 【平成31年 4月1日適用】

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、採用職員の初任給を引上げ（大卒 1,500 円、高卒 2,000 円の引上げ）。また、若年層の給料月額を引上げ。

2 期末勤勉手当の改定（勤勉手当 0.05 月分増） 【令和 2年 4月1日施行】

民間の支給割合に見合うよう引上げ。民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分。

※特別職は期末手当で引上げ。

※令和元年度は、令和元年 12 月に支給する勤勉手当において引上げ分を調整。

（勤勉手当率 現行 0.925 月⇒令和元年 12 月のみ 0.975 月）

支給月		期末手当	勤勉手当	計
6 月	現行	1.300	0.925	2.225
	改定	1.300	<u>0.950</u>	<u>2.250</u>
12 月	現行	1.300	0.925	2.225
	改定	1.300	<u>0.950</u>	<u>2.250</u>
計	現行	2.600	1.850	4.450
	改定	2.600	<u>1.900</u>	<u>4.500</u>

3 住居手当の改定 【令和 2年 4月1日施行】

民間における住居手当の状況を踏まえ、所要の改正。

- ・支給対象となる家賃額の下限 現行 12,000円 ⇒ 16,000円
- ・手当算出時における支払家賃の基準額 現行 23,000円 ⇒ 27,000円
（基準額の変更による住居手当の上限額 現行 27,000円 ⇒ 28,000円）

※令和 3年 3月 31 日まで一部経過措置あり。

江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>※第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>227.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>※第2条による改正 (期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>225</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>227.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 	

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>※第1条による改正 別表1(別) 附則別表1(別)</p> <p>※第2条による改正 (勤勉手当) 第16条(略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の9.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の9.5</u>」とあるのは「<u>100分の4.5</u>」とする。</p> <p>(住居手当) 第16条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第9条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡</p>	<p>(勤勉手当) 第16条(略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の4.5</u>」とする。</p> <p>(住居手当) 第16条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第9条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員、その他規則で定める職員を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>イ 月額27,000円をこえる家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円をこえるときは、17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の江差町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。（勤勉手当の割合等の特例措置）</p> <p>第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当については、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>第3条 改正後の条例の規定及び前条の規定を適用する場合には、改</p>	<p>上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員にあつては、次の区分に応じて算出した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>イ 月額23,000円をこえる家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円をこえるときは、16,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>正前の江差町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例及び前条の規定による給与の内払とみなす。 （住居手当に関する経過措置）</p> <p>第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の条例第16条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例第16条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2千円を控除した額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 第2条の規定による改正後の条例第16条の3第1項各号のいずれれにも該当しないこととなる職員</p> <p>(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の条例第16条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項に規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （規則への委任）</p> <p>第5条 前4条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

改正後

別表第1 (第3条関係)

給料表

(単位:円)

職員の 区分	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800

改正前

別表第1 (第3条関係)

給料表

(単位:円)

職員の 区分	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800

46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800
96		295,600	343,500	382,300	393,800	413,000
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200
98		296,100	344,100	383,100	394,300	413,500

再任用以外の職員

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800
96		295,600	343,500	382,300	393,800	413,000
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200
98		296,100	344,100	383,100	394,300	413,500

再任用以外の職員

99		296,500	344,500	383,500	394,600	413,800
100		296,900	344,800	383,900	394,800	414,000
101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200
102		297,400	345,500	384,700	395,300	414,500
103		297,800	345,900	385,100	395,600	414,800
104		298,100	346,300	385,500	395,800	415,000
105		298,300	346,800	385,800	396,000	415,200
106		298,600	347,200	386,300	396,300	415,500
107		299,000	347,600	386,700	396,600	415,800
108		299,300	348,000	387,100	396,800	416,000
109		299,500	348,500	387,400	397,000	416,200
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500		
115		301,300		389,900		
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		
121		303,100		392,200		
122		303,300		392,700		
123		303,600		393,100		
124		303,900		393,500		
125		304,200		393,800		
126				394,200		
127				394,500		
128				394,700		
129				394,900		
130				395,200		
131				395,500		
132				395,700		
133				395,900		
134				396,200		
135				396,500		
136				396,700		
137				396,900		
138				397,200		
139				397,500		
140				397,700		
141				397,900		
142				398,100		
	再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700
						315,100

99		296,500	344,500	383,500	394,600	413,800
100		296,900	344,800	383,900	394,800	414,000
101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200
102		297,400	345,500	384,700	395,300	414,500
103		297,800	345,900	385,100	395,600	414,800
104		298,100	346,300	385,500	395,800	415,000
105		298,300	346,800	385,800	396,000	415,200
106		298,600	347,200	386,300	396,300	415,500
107		299,000	347,600	386,700	396,600	415,800
108		299,300	348,000	387,100	396,800	416,000
109		299,500	348,500	387,400	397,000	416,200
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500		
115		301,300		389,900		
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		
121		303,100		392,200		
122		303,300		392,700		
123		303,600		393,100		
124		303,900		393,500		
125		304,200		393,800		
126				394,200		
127				394,500		
128				394,700		
129				394,900		
130				395,200		
131				395,500		
132				395,700		
133				395,900		
134				396,200		
135				396,500		
136				396,700		
137				396,900		
138				397,200		
139				397,500		
140				397,700		
141				397,900		
142				398,100		
	再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700
						315,100

改正後

附則別表第1 (附則第5項関係)

給料表

職員の 区分	(単位：円)					
	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	144,700	193,600	224,600	256,300	281,100	309,700
2	145,800	195,400	226,200	258,100	283,200	311,800
3	147,000	197,200	227,600	259,800	285,200	314,000
4	148,100	198,900	229,200	261,900	287,200	316,200
5	149,100	200,400	230,500	263,500	289,000	318,300
6	150,200	202,200	232,200	265,200	291,000	320,200
7	151,300	204,000	233,600	267,000	293,200	322,400
8	152,400	205,800	235,200	268,900	295,100	324,500
9	153,400	207,400	236,200	270,900	297,000	326,400
10	154,800	209,100	237,700	272,800	299,200	328,500
11	156,100	210,900	239,300	274,700	301,300	330,400
12	157,400	212,700	240,500	276,500	303,600	332,600
13	158,500	214,100	242,000	278,400	305,600	334,300
14	160,000	215,900	243,300	280,300	307,600	336,300
15	161,500	217,600	244,600	282,100	309,800	338,200
16	163,100	219,300	245,900	283,900	311,800	340,100
17	164,300	221,000	247,400	285,600	313,700	341,800
18	165,800	222,700	248,900	287,600	315,600	343,700
19	167,300	224,300	250,500	289,600	317,500	345,500
20	168,700	225,900	252,200	291,500	319,500	347,300
21	170,000	227,300	253,800	293,400	321,100	349,200
22	172,700	228,900	255,500	295,400	323,200	351,000
23	175,300	230,500	257,000	297,400	325,100	352,900
24	177,900	232,100	258,600	299,400	327,100	354,800
25	180,400	233,100	260,400	301,000	328,500	356,700
26	182,100	234,600	262,100	303,100	330,300	358,600
27	183,700	236,000	263,800	305,000	332,200	360,500
28	185,400	237,200	265,400	307,000	334,000	362,400
29	186,900	238,300	267,100	308,600	335,600	363,900
30	188,500	239,500	268,700	310,500	337,400	365,600
31	190,300	240,500	270,500	312,600	339,300	367,400
32	192,000	241,700	271,900	314,600	341,000	368,900
33	193,600	243,000	273,400	315,800	342,800	370,700
34	195,000	244,000	275,200	317,700	344,600	372,000
35	196,500	245,200	277,000	319,600	346,300	373,500
36	198,000	246,500	278,800	321,600	348,000	375,100
37	199,200	247,400	280,400	323,400	349,300	376,400
38	200,500	248,600	282,000	325,300	350,600	377,600
39	201,700	249,800	283,800	327,200	352,000	378,700
40	203,000	251,100	285,500	329,100	353,300	379,800
41	204,300	252,500	287,000	330,900	354,600	380,900
42	205,600	253,900	288,600	332,800	355,500	382,000
43	206,900	255,100	290,100	334,500	356,500	383,200
44	208,100	256,300	291,600	336,300	357,600	384,300
45	209,200	257,400	293,200	337,800	358,400	384,900

改正前

附則別表第1 (附則第5項関係)

給料表

職員の 区分	(単位：円)					
	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	142,700	192,100	223,100	255,200	280,300	309,700
2	143,800	193,900	224,700	257,000	282,400	311,800
3	145,000	195,700	226,200	258,700	284,600	314,000
4	146,100	197,500	227,700	260,800	286,700	316,200
5	147,200	198,900	229,100	262,400	288,500	318,300
6	148,300	200,700	230,700	264,300	290,800	320,200
7	149,300	202,500	232,200	266,100	293,000	322,400
8	150,400	204,300	233,700	268,200	295,100	324,500
9	151,500	205,900	234,900	270,100	297,000	326,400
10	152,900	207,700	236,300	272,000	299,200	328,500
11	154,200	209,400	237,900	274,100	301,300	330,400
12	155,500	211,200	239,300	276,000	303,600	332,600
13	156,800	212,600	240,700	278,000	305,600	334,300
14	158,300	214,400	242,200	280,000	307,600	336,300
15	159,700	216,100	243,400	281,900	309,800	338,200
16	161,300	217,800	244,800	283,900	311,800	340,100
17	162,600	219,500	246,200	285,600	313,700	341,800
18	164,100	221,200	247,800	287,600	315,600	343,700
19	165,600	222,800	249,400	289,600	317,500	345,500
20	167,100	224,400	251,200	291,500	319,500	347,300
21	168,400	225,800	252,700	293,400	321,100	349,200
22	171,100	227,500	254,500	295,400	323,200	351,000
23	173,700	229,000	256,100	297,400	325,100	352,900
24	176,300	230,600	257,800	299,400	327,100	354,800
25	178,900	231,700	259,600	301,000	328,500	356,700
26	180,600	233,200	261,500	303,100	330,300	358,600
27	182,200	234,600	263,200	305,000	332,200	360,500
28	183,900	235,900	265,000	307,000	334,000	362,400
29	185,400	237,200	266,600	308,600	335,600	363,900
30	187,100	238,300	268,400	310,500	337,400	365,600
31	188,800	239,300	270,300	312,600	339,300	367,400
32	190,500	240,500	271,900	314,600	341,000	368,900
33	192,100	241,800	273,400	315,800	342,800	370,700
34	193,500	242,900	275,200	317,700	344,600	372,000
35	195,000	244,100	277,000	319,600	346,300	373,500
36	196,500	245,400	278,800	321,600	348,000	375,100
37	197,800	246,300	280,400	323,400	349,300	376,400
38	199,000	247,600	282,000	325,300	350,600	377,600
39	200,200	249,000	283,800	327,200	352,000	378,700
40	201,500	250,400	285,500	329,100	353,300	379,800
41	202,800	251,800	287,000	330,900	354,600	380,900
42	204,100	253,200	288,600	332,800	355,500	382,000
43	205,400	254,600	290,100	334,500	356,500	383,200
44	206,700	255,900	291,600	336,300	357,600	384,300
45	207,800	257,100	293,200	337,800	358,400	384,900

46	209,000	258,300	294,800	339,200	359,200	385,600
47	210,300	259,700	296,400	340,600	360,100	386,300
48	211,600	261,000	298,000	342,100	361,000	387,000
49	212,700	262,100	298,900	343,600	361,900	387,600
50	213,800	263,200	300,400	344,400	362,600	388,100
51	214,800	264,500	301,800	345,600	363,400	388,600
52	215,900	265,800	303,400	346,500	364,200	389,000
53	217,000	266,800	304,900	347,400	364,900	389,400
54	217,900	267,800	306,500	348,500	365,500	389,700
55	218,800	269,100	308,000	349,300	366,200	390,000
56	219,800	270,400	309,500	350,400	366,900	390,300
57	220,200	271,300	310,900	351,300	367,400	390,600
58	221,100	272,300	312,100	352,000	368,000	390,900
59	221,900	273,200	313,300	352,600	368,600	391,200
60	222,700	274,300	314,400	353,300	369,200	391,400
61	223,400	275,400	315,100	353,700	369,600	391,700
62	224,400	276,400	316,000	354,300	370,300	392,000
63	225,200	277,200	316,800	355,000	370,900	392,300
64	226,100	278,200	317,500	355,700	371,500	392,600
65	226,800	278,700	318,400	355,900	371,900	392,900
66	227,600	279,600	318,800	356,600	372,400	393,200
67	228,400	280,300	319,500	357,300	373,000	393,500
68	229,400	281,200	320,200	358,000	373,600	393,800
69	230,100	282,200	321,000	358,300	374,000	394,000
70	230,800	283,000	321,700	358,900	374,500	394,300
71	231,400	283,600	322,400	359,500	375,000	394,500
72	232,200	284,600	323,100	360,100	375,500	394,800
73	233,000	285,400	323,500	360,400	375,800	395,000
74	233,700	285,900	324,100	361,000	376,200	395,300
75	234,400	286,300	324,600	361,700	376,600	395,600
76	235,000	286,800	325,200	362,200	377,000	395,800
77	235,700	287,000	325,500	362,600	377,300	396,000
78	236,500	287,200	326,000	363,100	377,600	396,300
79	237,300	287,400	326,400	363,700	377,900	396,600
80	237,900	287,800	326,800	364,200	378,200	396,800
81	238,400	288,000	327,200	364,700	378,300	397,000
82	239,100	288,200	327,700	365,300	378,600	397,300
83	239,800	288,600	328,200	365,700	378,900	397,600
84	240,500	288,900	328,700	366,000	379,100	397,700
85	241,100	289,200	329,000	366,400	379,300	397,900
86	241,800	289,500	329,400	366,900	379,600	398,200
87	242,500	289,800	329,800	367,300	379,900	398,500
88	243,200	290,200	330,200	367,700	380,100	398,700
89	243,700	290,500	330,500	368,100	380,300	398,900
90	244,200	290,900	330,900	368,600	380,600	399,200
91	244,500	291,200	331,400	368,900	380,900	399,500
92	244,900	291,600	331,800	369,300	381,100	399,700
93	245,200	291,800	332,000	369,600	381,300	399,900
94		292,000	332,400	370,100	381,600	400,200
95		292,300	332,900	370,500	381,800	400,500
96		292,700	333,200	370,900	382,000	400,700
97		292,900	333,400	371,200	382,200	400,900
98		293,200	333,800	371,700	382,500	401,100

再任用以外の職員

46	210,500	258,600	294,800	339,200	359,200	385,600
47	211,800	259,900	296,400	340,600	360,100	386,300
48	213,100	261,000	298,000	342,100	361,000	387,000
49	214,200	262,100	298,900	343,600	361,900	387,600
50	215,300	263,200	300,400	344,400	362,600	388,100
51	216,300	264,500	301,800	345,600	363,400	388,600
52	217,400	265,800	303,400	346,500	364,200	389,000
53	218,400	266,800	304,900	347,400	364,900	389,400
54	219,400	267,800	306,500	348,500	365,500	389,700
55	220,300	269,100	308,000	349,300	366,200	390,000
56	221,300	270,400	309,500	350,400	366,900	390,300
57	221,600	271,300	310,900	351,300	367,400	390,600
58	222,400	272,300	312,100	352,000	368,000	390,900
59	223,200	273,200	313,300	352,600	368,600	391,200
60	223,900	274,300	314,400	353,300	369,200	391,400
61	224,600	275,400	315,100	353,700	369,600	391,700
62	225,600	276,400	316,000	354,300	370,300	392,000
63	226,400	277,200	316,800	355,000	370,900	392,300
64	227,200	278,200	317,500	355,700	371,500	392,600
65	227,800	278,700	318,400	355,900	371,900	392,900
66	228,500	279,600	318,800	356,600	372,400	393,200
67	229,400	280,300	319,500	357,300	373,000	393,500
68	230,400	281,200	320,200	358,000	373,600	393,800
69	231,100	282,200	321,000	358,300	374,000	394,000
70	231,700	283,000	321,700	358,900	374,500	394,300
71	232,200	283,600	322,400	359,500	375,000	394,500
72	232,900	284,600	323,100	360,100	375,500	394,800
73	233,700	285,400	323,500	360,400	375,800	395,000
74	234,300	285,900	324,100	361,000	376,200	395,300
75	234,900	286,300	324,600	361,700	376,600	395,600
76	235,400	286,800	325,200	362,200	377,000	395,800
77	236,100	287,000	325,500	362,600	377,300	396,000
78	236,800	287,200	326,000	363,100	377,600	396,300
79	237,500	287,400	326,400	363,700	377,900	396,600
80	237,900	287,800	326,800	364,200	378,200	396,800
81	238,400	288,000	327,200	364,700	378,300	397,000
82	239,100	288,200	327,700	365,300	378,600	397,300
83	239,800	288,600	328,200	365,700	378,900	397,600
84	240,500	288,900	328,700	366,000	379,100	397,700
85	241,100	289,200	329,000	366,400	379,300	397,900
86	241,800	289,500	329,400	366,900	379,600	398,200
87	242,500	289,800	329,800	367,300	379,900	398,500
88	243,200	290,200	330,200	367,700	380,100	398,700
89	243,700	290,500	330,500	368,100	380,300	398,900
90	244,200	290,900	330,900	368,600	380,600	399,200
91	244,500	291,200	331,400	368,900	380,900	399,500
92	244,900	291,600	331,800	369,300	381,100	399,700
93	245,200	291,800	332,000	369,600	381,300	399,900
94		292,000	332,400	370,100	381,600	400,200
95		292,300	332,900	370,500	381,800	400,500
96		292,700	333,200	370,900	382,000	400,700
97		292,900	333,400	371,200	382,200	400,900
98		293,200	333,800	371,700	382,500	401,100

再任用以外の職員

99		293,600	334,200	372,000	382,800	401,400
100		294,000	334,500	372,400	383,000	401,600
101		294,200	334,800	372,700	383,200	401,800
102		294,500	335,200	373,200	383,500	402,100
103		294,900	335,600	373,600	383,800	402,400
104		295,200	336,000	374,000	384,000	402,600
105		295,400	336,400	374,300	384,200	402,800
106		295,700	336,800	374,800	384,500	403,100
107		296,100	337,200	375,100	384,800	403,400
108		296,400	337,600	375,500	384,900	403,600
109		296,600	338,100	375,800	385,100	403,800
110		297,000	338,500	376,300	385,400	
111		297,300	338,800	376,700	385,700	
112		297,600	339,100	377,100	385,900	
113		297,800	339,500	377,400	386,100	
114		298,000		377,900		
115		298,300		378,300		
116		298,700		378,600		
117		298,900		378,900		
118		299,100		379,400		
119		299,400		379,800		
120		299,700		380,200		
121		300,100		380,500		
122		300,300		381,000		
123		300,600		381,400		
124		300,900		381,700		
125		301,200		382,000		
126				382,400		
127				382,700		
128				382,900		
129				383,100		
130				383,400		
131				383,700		
132				383,900		
133				384,100		
134				384,400		
135				384,700		
136				384,800		
137				385,000		
138				385,300		
139				385,600		
140				385,800		
141				386,000		
142				386,200		
	再任用 職員	185,900	213,100	247,600	266,400	281,100
						305,700

99		293,600	334,200	372,000	382,800	401,400
100		294,000	334,500	372,400	383,000	401,600
101		294,200	334,800	372,700	383,200	401,800
102		294,500	335,200	373,200	383,500	402,100
103		294,900	335,600	373,600	383,800	402,400
104		295,200	336,000	374,000	384,000	402,600
105		295,400	336,400	374,300	384,200	402,800
106		295,700	336,800	374,800	384,500	403,100
107		296,100	337,200	375,100	384,800	403,400
108		296,400	337,600	375,500	384,900	403,600
109		296,600	338,100	375,800	385,100	403,800
110		297,000	338,500	376,300	385,400	
111		297,300	338,800	376,700	385,700	
112		297,600	339,100	377,100	385,900	
113		297,800	339,500	377,400	386,100	
114		298,000		377,900		
115		298,300		378,300		
116		298,700		378,600		
117		298,900		378,900		
118		299,100		379,400		
119		299,400		379,800		
120		299,700		380,200		
121		300,100		380,500		
122		300,300		381,000		
123		300,600		381,400		
124		300,900		381,700		
125		301,200		382,000		
126				382,400		
127				382,700		
128				382,900		
129				383,100		
130				383,400		
131				383,700		
132				383,900		
133				384,100		
134				384,400		
135				384,700		
136				384,800		
137				385,000		
138				385,300		
139				385,600		
140				385,800		
141				386,000		
142				386,200		
	再任用 職員	185,900	213,100	247,600	266,400	281,100
						305,700

会計年度任用職員制度の概要

1 制度導入の趣旨

従来、非常勤職員の任用形態等についての法律の整備が不明確であったことを是正すべく、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、「会計年度任用職員制度」を創設し、令和2年4月1日より適用する必要があるため。

2 任用方法

- (1)任期については、その採用の日(4月1日)から同日の属する会計年度の末日(3月31日)までの期間の範囲内とする。
- (2)会計年度任用の職は、一会計年度ごとにその職の必要性が吟味される「新たに設置された職」と位置づけられるべきもので、会計年度任用の職に就いていた者が、任期の終了後に、再度、同一の職務内容の職に任用されることはあり得る。
- (3)再度の任用の場合、選考にあたり公募を行うことが法律上必須ではないが、面接や書類選考等による適宜の能力実証の方法によることができる。

3 勤務形態

- (1)会計年度任用職員は、常勤の一般職と勤務時間が同じ“フルタイム”と、同様に勤務時間が短い“パートタイム”に分けられる。
- (2)単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っている“フルタイム”での任用について抑制することは、適正な任用・勤務条件の確保という法改正の趣旨に沿わないものとされている。
- (3)当町においては、現行の“フルタイム”“パートタイム”の形態を維持することを基本としつつ、常勤の一般職の勤務時間(7時間45分)を勤務した日が、18日以上ある月が引き続き12月を超えない場合は“パートタイム”の扱いとする。

4 給料等

◇フルタイム・・・『給料』+期末手当、時間外・休日勤務手当、通勤手当

◇パートタイム・・・『報酬』+期末手当、時間外・休日勤務手当(報酬)、通勤手当(費用弁償)

《フルタイム任用職員の給与形態の区分》

職務の区分	適用する号俸の範囲	主な職種	人数
一般事務補助の職	1級1号俸～9号俸	一般事務補助員	7人
業務に必要な知識や経験を必要とする職	1級5号俸～21号俸	生活支援コーディネーター(無資格)・英語指導補助員・ふるさと納税相談員・特別教育支援員・介護認定事務員 等	12人
業務上必要な基礎的資格を必要とする職・現業職	1級9号俸～33号俸	司書・生活支援コーディネーター(有資格)・レセプト点検員・消費生活相談員・生活援助員・公務補・作業員 等	19人
保育士の職	1級13号俸～33号俸 2級1号俸～25号俸	常勤保育士	7人
特殊な免許・資格を有する現業職	2級21号俸～45号俸	栄養士・介護支援専門員・特殊運転手 等	3人

※基本的には個々の年収ベースを基準に適用する号俸の範囲を設定。

《パートタイム任用職員の給与形態の区分》

- (1) 日額報酬の額は、業務内容を上記職務区分と照合し、適用する月額給料を「21日」で除して得た額とする。
- (2) 時間報酬の額は、日額報酬で得た額を「7.75（1日の勤務時間を数値化）」で除して得た額とする。

《会計年度任用職員に移行予定の人数》

フルタイム・・・48人
パートタイム・・・33人
その他（ALT、地域おこし協力隊、学校指導主事）・・・4人
合計 85人

《期末手当の支給割合》

年1. 45月分を支給（再任用職員と同等に設定）

※1年目 ⇒ 6月期末手当（0.725月×0.3）、12月期末手当（0.725月） 計0.9425月

注）1年目の6月は6ヶ月を経過していないため3割支給

※2年目以降⇒ 6月期末手当（0.725月）、12月期末手当（0.725月） 計1.45月

（根拠）再任用職員は定数内職員であるが、会計年度任用職員は定数外職員の扱いであることや、町の財政状況等を勘案し設定。

5 休暇等

労働基準法や育児介護休業法等に基づき各種休暇を付与

※年次有給休暇、夏季休暇、結婚、忌引き、公民権行使、証人等出頭、災害時の出勤困難・住居滅失・退勤途上危険回避等

江差町職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは町長、議会、教育委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び水道事業に常時勤務する地方公務員（副町長、教育長、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員、嘱託、休職者及び臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは町長、議会、教育委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び水道事業に常時勤務する地方公務員（副町長、教育長、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員、嘱託及び休職者 _____並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。</p>

江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

江差町職員の分限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じて個々の場合について任命権者が定める。この場合において、同条第3号の規定に該当する場合における休職期間は、3年を超えない。がでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項までの規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 第2条各号の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じて個々の場合について任命権者が定める。この場合において、同条第3号の規定に該当する場合における休職期間は、3年をこえることができない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町職員の懲戒に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第〇〇号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

公益法人等への江差町職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 地公法第22条____に規定する条件附採用になっている職員 3 (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 地公法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員 (4) ・ (5) (略) 3 (略)</p>

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等) 第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等) 第19条 <u>非常勤職員</u>（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 江差町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p> <p>る。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 江差町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</p> <p>(新設)</p>

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町職員の給与に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、江差町職員の給与に関する条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年年条例第〇〇号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第11条及び第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの報酬額</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額</p>	<p>(新設)</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町職員の給与に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、江差町職員の給与に関する条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(新設)</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与につ いては、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、そ の職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</p>	<p>(臨時職員等)の給与)</p> <p>第18条 臨時的任用職員の給与については、給料表の適用を受ける職員 との均衡を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。</p>

江差町立保育所条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第5条 保育所に次の職員を置く。 所長、保育士、調理員、清掃員、嘱託医	(職員) 第5条 保育所に次の職員を置く。 所長、保育士、調理師、雇用人、嘱託医

江差町学童保育所設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 学童保育所に、学童の育成指導について、熱意を有し、教員の資格もしくは保育士の資格を有する者または、学童の健全育成に一定の知識と経験を有する<u>支援員</u>をおく。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 学童保育所に、学童の育成指導について、熱意を有し、教員の資格もしくは保育士の資格を有する者または、学童の健全育成に一定の知識と経験を有する<u>指導員</u>をおく。</p>

江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の4 5に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 成年被後見人</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 町長は、前項(1)及び(2)にかかわらず外国人住民(法第30条の4 5に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者</p> <p>(新設)</p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ホ</u> 法人であつて、その役員のうちにアから<u>エ</u>までのいずれかにかに該当する者があるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかにかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、町長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>エ</u> 法人であつて、その役員のうちにアから<u>ウ</u>までのいずれかにかに該当する者があるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかにかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは破産者又は復権を得ない者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

江差町公共下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 責任技術者は、第12条第4項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略) (変更の届出)</p> <p>第17条 指定工事は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、<u>第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。</u></p>	<p>3 責任技術者は、第12条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略) (変更の届出)</p> <p>第17条 指定工事は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、<u>又は排水設備等の新設等の工事を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。</u></p>

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の免除及び支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの指定によるものとする。</u></p>

江差産ニシン活用促進対策事業の概要

<所管課：産業振興課>

<補助事業>

事業費：500千円

事業主体：江差町観光まちづくり協議会

【補正財源構成】 一般財源：500千円

事業の必要性

檜山管内では、ニシンの種苗放流を継続して行っており、平成29年2月には町内えびす浜において104年ぶりの群来が確認された。また、本年のニシンの水揚げは約2.9トンで、昨年(2.8トン)から増加しており、今後も資源の増大が期待されている。

江差の前浜で漁獲されるニシンは、ほとんどが生鮮で流通しており、ストックされていないことから、江差町観光まちづくり協議会が取り組む年間を通して江差町内の飲食店や町のイベント等に供給できる体制を整備したいというニーズに対応できない状況にある。

このため、平成29年度及び平成30年度事業において、江差産ニシンを冷凍保管・管理し、年間を通して供給してきたところであるが、今年度も引き続きニシンを供給できる体制を整備することにより、様々な用途への活用が促進され、江差産ニシンの地産地消が図られる。

ニシンの主な漁獲時期は1～3月であることから、この時期に年間を通して利用する江差産ニシンを確保できるよう予算措置を講じるものである。

事業の概要

- 内容
 - ・江差町観光まちづくり協議会が江差産ニシンを年間を通して町内の飲食店や町のイベント等に供給できる体制を整備するために必要な経費を補助(ニシン1トン1年間の冷凍保管料・管理手数料)

■実施予定

1月～3月



【江差産ニシン(H29.2)】



【海藻に産み付けられた卵】

(H29.2.26江差町えびす浜)



【104年ぶりの群来】

【令和元年度 国・道への要望等状況一覧】

(令和元年9月1日から令和元年11月30日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
<p>高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会</p>	<p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業着手について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路予算の総額確保、3か年緊急対策の拡充・継続、新たな財源の創設、老朽化対策予算の別枠確保 ○新たな広域道路交通計画の早期策定、重要物流道路の更なる指定・重点整備 ○北斗茂辺地 I C ～木古内 I C (仮称) 間 (16.0km) の整備促進 ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について <p>(※函館市長が会長を務める道南道路4期成会による中央要望行動と連携)</p>	<p>国会議員 財務省 財務省主計局 国土交通省 国土交通省道路局 国土交通省北海道局</p>	<p>10月9日 (要望書提出) (東京都)</p>
<p>檜山地域振興協議会</p>	<p>2020 檜山圏域における地方創生推進の重点懸案事項に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■『しごと』の創生—農林水産業の振興— ・持続可能な農業経営の確立 ・森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化 ・水産業の振興対策の推進 ・檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進 ■『ひと』の創生—地域医療・子育て・福祉施策の充実— ・地域医療体制の充実・強化 	<p>国会議員 財務省 財務省主計局 国土交通省 国土交通省港湾局 国土交通省道路局 国土交通省北海道局</p>	<p>11月26日 (要望書提出) (東京都)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・福祉施策の充実 ■『まち』の創生―「地方創生」を支える社会資本等の整備― ・安心、安全な交通網の確保等 ・治水事業等の促進 ・離島住民の交通の確保 ・半島振興の充実・強化 ■国土保全や地方財政措置の充実 ・町村財政基盤の強化 ・準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充 		
江差町	<ul style="list-style-type: none"> ■2020東京オリンピック・パラリンピック開・閉会式、文化プログラムへの江差追分節披露について 	東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会担当国務大臣	11月27日 (要望書提出) (東京都)
江差町	<ul style="list-style-type: none"> ■江差港フェリー岸壁老朽化に伴う保全について ○岸壁(－5m)(北)の老朽化改良 ○物揚場(－3.5m)の整備促進 ○港湾施設用地(護岸)の整備促進 	国土交通省港湾局	11月28日 (要望書提出) (東京都)

